

(7) 若年労働者に対する統合助成金

(Eingliederungszuschuss für jüngere Arbeitnehmer)¹⁵⁶⁾

a 制度の概要

若年労働者に対する統合助成金は、事業主が25歳未満の若年労働者を採用する際に、当該若年労働者が認定職業訓練資格 (Berufsabschluss)¹⁵⁷⁾を有し、少なくとも6か月前から失業状態である場合に、事業主に対して支給される助成金である。

助成額は対象となる若年労働者の労働報酬の最低25%から最高50%までである。定期的に支払われる労働報酬が月額1,000ユーロを超える場合、その1,000ユーロを超える部分は助成金の算出の際に考慮の対象外となる。助成期間は最長で12か月である。

なお、本助成金は、2010年12月31日までに採用された者に関してのみ支給される。

b 根拠法令

「社会法典第2編 (SGB II)」§ 16-(1)及び「社会法典第3編 (SGB III)」§ 421o¹⁵⁸⁾、§ 421p¹⁵⁹⁾である。

c 制度の対象者

認定職業訓練資格を有し、かつ6か月以上失業状態にある25歳未満の若年労働者を採用した事業主が助成の対象である。

d 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

e 財 源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

f 失業者に対する支援

特になし。

g 企業に対する支援

25歳未満の若年労働者で認定職業訓練資格 (Berufsaabschluss)を有し、少なくとも6か月前から失業状態である者を雇用した事業主に対して労働報酬の一部の助成が行われる。

h 給付実績 (及び対象者数)

2009年の月当たりの若年労働者に対する統合助成金の月当たりの支給対象者数は、131,107人であった。

資料出所 連邦雇用庁 (BA)¹⁶⁰⁾

(8) 雇用創出措置による賃金の定額助成金

(Pauschalierte Lohnkostenzuschüsse)¹⁶¹⁾

a 制度の概要

連邦雇用庁 (BA) は、雇用創出措置 (Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen : ABM)¹⁶²⁾の実施者 (Träger)¹⁶³⁾に対して支援を行う。この雇用創出措置 (ABM) に対する支援は、当該実施者に割り当てられた失業者に対して、公共の利益になり経済活動に何ら悪影響を与えないような新規雇用が提供される場合に、当該実施者に対して被用者の労働報酬を定額で助成する形をとっている。

この助成金の支給に関する法的請求権は存在せず、

■ 156) 連邦雇用庁 (BA) のホームページ「Hilfen bei Einstellung neuer Mitarbeiter (新規雇用を行う事業主への財政財政)」(<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Sonstiges/betriebliche-Eingliederungshilfen.pdf>) 参照。

■ 157) 認定職業訓練資格 (Berufsabschluss) は、ドイツ連邦政府 (連邦教育・研究大臣) が認定する職種において職業訓練を修了した後に取得する職業訓練資格である。

■ 158) 「社会法典第3編 (SGB III)」§ 421o (Qualifizierungszuschuss für jüngere Arbeitnehmer) (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_421o.html) 参照。

■ 159) 「社会法典第3編 (SGB III)」§ 421p (Eingliederungszuschuss für jüngere Arbeitnehmer) (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_421p.html) 参照。

■ 160) 連邦雇用庁 (BA) のホームページ「Arbeitsmarkt 2009」(<http://statistik.arbeitsagentur.de/cae/servlet/contentblob/11554/publicationFile/671/Arbeitsmarkt-2009.pdf>) P. 119参照。

■ 161) 連邦雇用庁 (BA) の資料: Merkblatte No.9: Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen (ABM) : <http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Merkblatt-Sammlung/MB09-ABM-f-Traeger-AN.pdf>

Arbeitsbeschaffungsmaßnahmen (ABM) http://www.arbeitsagentur.de/nn_26822/zentraler-Content/A01-Allgemein-Info/A013-Statistik/Allgemein/Leistungen-an-Traeger-fuer-die-Durchfuehrung.html

■ 162) 雇用創出措置 (ABM) は、長期失業者、若年失業者を公共の利益に資する就労のために雇用する地方自治体や企業などに対して必要な助成を行うものである。

■ 163) 実施者は、個人、法人 (例: 地方自治体、協会)、社会的パートナー (労働組合) 等である。

連邦雇用庁（BA）が自らの責任において判断し指示を行う。雇用創出措置（ABM）の実施者は、事前に、所轄の公共職業安定所（AA）に申請を行う必要がある。

雇用創出措置（ABM）の実施者は、割り当てられた失業者の雇用について、以下のいずれかの場合に被用者の賃金に対する定額の助成金を受け取ることができる。

- 失業状態を解消すること、そして失業者に少なくとも一時的な雇用への就労能力を獲得・再獲得させることに、当該雇用創出措置（ABM）が役立つ場合。
- 当該雇用創出措置（ABM）において、追加的かつ公的利益のある就労が行われる場合。
- 助成の結果として経済的損失が出る恐れがない場合。
- 連邦雇用庁（BA）から割り当てられた失業者との間に、雇用関係が根拠付けられる場合。

助成金は定額で支給されるが、その給付額は、雇用される失業者の様態によって、以下の通りの月額となっている。

- 職業教育訓練を必要としない者。
900ユーロ（基本）
- 企業内職業訓練が必要な者。
1,100ユーロ（基本+200ユーロ）
- 職業向上訓練が必要な者。
1,200ユーロ（基本+300ユーロ）
- 大学や高等専門学校での教育訓練が必要な者。
1,300ユーロ（基本+400ユーロ）

公共職業安定所（AA）の設置された地域による活動内容の特殊性を調整するために、助成金の合計を最大で10%増額することができる。さらに、雇用創出措置（ABM）を行うための資金調達が他の方法では不可能であり、当該雇用措置による就労により労働市場政策的な利益がある場合は、助成金は被用者1人につき最大で月額300ユーロが増額される。

助成期間は、通常は最長で12か月間となっているが、55歳以上の者を雇用した場合は、最長で36か月まで助成期間が延長される（「社会法典第3編（SGBⅢ）」§267-(3)）。

b 根拠法令

「社会法典第3編（SGBⅢ）」§§260～271である。

c 制度の対象者

雇用創出措置（ABM）を自主的に行うか又は第三者に委託実施させる自然人または法人あるいは社会的パートナーである。

d 管理運営主体

連邦雇用庁（BA）が管理運営する。

e 財源

社会保険料（労使折半）が財源である。

f 失業者に対する支援

特になし。

g 企業等に対する支援

雇用創出措置（ABM）の実施者は、当該実施者に割り当てられた失業者を雇用する場合に労働報酬の助成を受けることができる。

h 給付実績（及び対象者数）

2009年の月当たりの雇用創出措置（ABM）への参加者数は、16,282人であった。うち、「失業給付Ⅰ」の受給者は3,208人、「失業給付Ⅱ」の受給者は13,074人であった。

資料出所 連邦雇用庁（BA）¹⁶⁴⁾

164) 資料出所 連邦雇用庁（BA）の統計「Arbeitsmarkt 2009」P. 119
<http://statistik.arbeitsagentur.de/cae/servlet/contentblob/11554/publicationFile/671/Arbeitsmarkt-2009.pdf>

5 失業者を対象とした職業訓練制度の概要 …

(1) 職業教育訓練クーポン (Bildungsgutschein)¹⁶⁵⁾

a 制度の概要

職業教育訓練クーポン (Bildungsgutschein) は、公共職業安定所 (AA) が、職業継続教育が必要な失業者又は被用者に対して、職業継続教育措置 (beruflichen Weiterbildungsmaßnahme)¹⁶⁶⁾へ参加する際の費用負担を保障するために支給するものであり、指定地域で使用する事ができ有効期限は3か月間となっている。

職業教育訓練クーポンを発行する場合には、公共職業安定所 (AA) の専門相談員との個別相談において、必要となる訓練の内容が確定されることが要件となる。

当該クーポンにより、職業継続教育措置に参加するために必要な費用 (受講費、教材費、交通費、居住地以外での宿舍費・食事代、子供の保育費) が助成¹⁶⁷⁾される。

ただし、「失業給付Ⅰ」を受給中の者については、職業継続教育の費用のみが支払われ、その他の生活保障のための費用は「失業給付Ⅰ」を継続して受給する。

職業教育訓練クーポンには、特に訓練の目標及び重点事項、予定される最長の継続教育期間および有効期間 (通常は3か月) が記載されている。参加者は有効期間内に、職業教育訓練クーポンに適合した職業教育訓練の目的を有する認可された職業継続教育措置に参加するために、自分が選択した公共職業安定所 (AA) により認可された担当機関において、職業教育訓練クーポンを現金化することができる。

失業者又は被用者が職業継続教育の助成の要件を満たし、措置への参加が成果をもたらすと期待される場合には、職業継続教育の費用が負担されることによって、失業者又は被用者は基幹学校 (Hauptschule) や同等の学校の修了資格を後から取得するための助成を受けることができる。

なお、操業短縮時に被用者が職業継続教育を受ける際にも、一定の要件の下で職業教育訓練クーポンが支給される。(詳細については3(6)g(c)を参照のこと。)

b 根拠法令

「社会法典第3編 (SGBⅢ)」§§77～87、§124a、§417である。

c 制度の対象者

以下の全ての要件を満たす者が対象となる。

- ① 失業時の職業統合を行うため、又は失業の恐れを回避するため、又は雇用契約を終了させないために、職業継続教育が必要であること。
- ② 職業継続教育措置へ参加する前に公共職業安定所 (AA) によって助言を受け、当該職業教育訓練クーポンによる助成を受けるための①の要件が存在することが証明されること。
- ③ 職業継続教育措置および当該措置の実施者が、当該助成に関して公共職業安定所 (AA) によって専門機関としての認可を受けていること。

d 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

e 財 源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

f 失業者に対する支援

職業継続教育措置に参加する際の費用の助成を受けることができる。

g 企業に対する支援

特になし。

h 給付実績 (及び対象者数)

公表データなし。

■ 165) 連邦雇用庁 (BA) の職業教育訓練クーポン (Bildungsgutschein) に関するホームページ
(http://www.arbeitsagentur.de/nn_26260/zentraler-Content/A05-Berufi-Qualifizierung/A052-Arbeitnehmer/Allgemein/Bildungsgutschein.html,
http://www.arbeitsagentur.de/nn_431528/EN/zentraler-Content/Leistungen/Bildungsgutschein-EN-55440.html) 参照。

■ 166) 職業継続教育措置 (beruflichen Weiterbildungsmaßnahme) とは、職業に付随する継続教育によって従業員の解雇を防ぐための措置である。

■ 167) 職業継続教育措置への参加に係る費用は、一部又は全額が助成される。

(2) 初期職業資格付与**(Einstiegsqualifizierung : EQ)¹⁶⁸⁾****a 制度の概要**

「初期職業資格付与 (EQ)」は、若年者が「職業教育訓練法 (BBiG)」に基づく認定職業教育訓練ポスト¹⁶⁹⁾に就くための準備を行うことを目的として、企業での基礎的な実習を行う場合に、当該若年者を受け入れる事業主に対して、訓練生 1 人当たりの平均的な社会保険料総額を含む月額 212 ユーロを上限とする賃金助成を訓練期間中 (6～12 か月間) に行うものである。

b 根拠法令

「社会法典第 2 編 (SGB II)」§ 16-(1) 及び「社会法典第 3 編 (SGB III)」§ 235b である。

c 制度の対象者

以下のいずれかの者に対して初期職業訓練を行う、民間および公営企業の事業主が対象である。

- ・職業紹介の見通しが困難な若年者 (15 歳～24 歳) で、前年に「職業教育訓練法 (BBiG)」に基づく認定職業教育訓練のポストを見つけることができず、本人又は親が「失業給付 II」を受給している者。
- ・必要とされる職業教育訓練の資格を、まだ完全には有していない職業教育訓練受講者。
- ・社会的配慮の必要な職業教育訓練受講者 (例として障害者、移民等)。

d 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

e 財 源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

f 失業者に対する支援

特になし。

g 企業に対する支援

職業紹介の見通しが困難な若年者等に対して初期職業訓練を行う場合に、賃金の助成を受けることができる。

h 給付実績 (及び対象者数)

2009 年の月当たりの受給者数は、19,446 人であった。うち、「失業給付 I」の受給者は、14,376 人、「失業給付 II」の受給者は、5,071 人であった。

資料出所 連邦雇用庁 (BA)¹⁷⁰⁾

(3) 若年労働者に対する職業訓練助成金**(Qualifizierungszuschuss für jüngere Arbeitnehmer)¹⁷¹⁾****a 制度の概要**

若年労働者に対する職業訓練助成金は、事業主が、認定職業訓練資格 (Berufsabschluss) を有しておらず、6 か月以上失業状態にある 25 歳未満の若年労働者を雇用し職業訓練を行う場合に、事業主に対して支給される労働報酬のための助成金である¹⁷²⁾。

助成額は助成しうる労働報酬の 50% (最高額は 1,000 ユーロ) で、そのうち 35% ポイントが賃金に、15% ポイントが職業訓練費用に充当される。助成期間は、最長で 12 か月間となっている。

この職業訓練助成金は、若年労働者に対する統合助

■ 168) 連邦雇用庁 (BA) の「初期職業資格付与 (Einstiegsqualifizierung:EQ)」に関するホームページ：
(http://www.arbeitsagentur.de/nn_408856/zentraler-Content/A05-Beruf-Qualifizierung/A051-Jugendliche/Allgemein/Einstiegsqualifizierung.html) 参照。

■ 169) 職業教育訓練法 (BBiG) に基づく職業教育訓練ポストは、デュアル・システムにより企業により提供される若年者の職業訓練ポストである。若年者と職業訓練契約を締結し、事業所において実践的な職業訓練と職業訓練校における理論教育を並行して行う。なお、デュアル・システムの詳細については、「2009～2010 年海外情勢報告」定例報告第 2 章ドイツ 2 (3) を参照のこと。

■ 170) 連邦雇用庁 (BA) のホームページ「Arbeitsmarkt 2009」、
(<http://statistik.arbeitsagentur.de/cae/servlet/contentblob/11554/publicationFile/671/Arbeitsmarkt-2009.pdf>) P.119 参照。

■ 171) 連邦雇用庁 (BA) の若年労働者に対する職業訓練助成金 (Qualifizierungszuschuss für jüngere Arbeitnehmer) に関するホームページ
(http://www.arbeitsagentur.de/nn_26268/zentraler-Content/A05-Beruf-Qualifizierung/A051-Jugendliche/Allgemein/Foerderung-Berufsausbildung-AN.html) 参照。

■ 172) 「ハルツ改革」により、ミニジョブ/ミディジョブ従事者に対する所得税・社会保険料の減免、「失業給付 II」を受給しながらの就労 (追加的稼得) における所得控除、中高年齢労働者に対する所得保障、若年労働者に対する職業訓練助成金等の制度などの就労と公的給付を組み合わせる「コンビ賃金 (Kombilohn)」の仕組みが導入された。

成金¹⁷³⁾に優先して支給される。なお、当該規定は、2010年12月31日までに採用された者に関してのみ支給される。

b 根拠法令

「社会法典第2編 (SGB II)」§ 16-(1)及び「社会法典第3編 (SGB III)」§ 421oである。

c 制度の対象者

認定職業訓練資格を有していない25歳未満の6か月以上失業状態にある若年者を雇用し、職業訓練を行う事業主が助成の対象である。

d 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

e 財源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

f 失業者に対する支援

特になし。

g 企業に対する支援

認定職業訓練資格 (Berufsabschluss) を有しておらず、6か月以上失業状態にある25歳未満の若年労働者を雇用し職業訓練を行う場合に賃金の助成を受けることができる。

h 給付実績 (及び対象者数)

2009年の月当たりの受給者数は、232人であった。うち、「失業給付Ⅰ」の受給者は、48人、「失業給付Ⅱ」の受給者は、184人であった。

資料出所 連邦雇用庁 (BA)¹⁷⁴⁾

(4) 職業教育訓練ボーナス (Ausbildungsbonus)¹⁷⁵⁾

a 制度の概要

職業教育訓練ボーナス (Ausbildungsbonus) は、一定の要件 (詳細については下記cを参照のこと。) を満たす若年者を雇用し、「職業教育訓練法 (BBiG)」、「手工業規則法 (HwO)」、「船員法」、「高齢者介護法」に規定される認定職業訓練職種¹⁷⁶⁾に関し、職業訓練を行った事業主に支給されるものである。

職業教育訓練ボーナスの額は、職業教育訓練受講生が1年目に受け取る賃金に応じて、年額4,000ユーロ、5,000ユーロ、6,000ユーロとなる。障害又は重度障害のある若年者に対しては30%増額される。職業教育訓練ボーナスは2回に分けて支給される、すなわち50%は試用期間終了後に、残りの50%は職業教育訓練受講者が修了試験に登録した後に支給される。

なお、職業教育訓練ボーナスは、2008年7月1日～2010年12月31日に開始された職業教育訓練が対象であるが、職業教育訓練を行う企業が倒産したために新たな職業教育訓練ポストを探すのが困難な若年者 (15歳～24歳) に対して、職業教育訓練ポストを追加的に提供する事業主に対しては2013年12月31日までに開始された職業教育訓練が対象となる¹⁷⁷⁾。

b 根拠法令

「社会法典第3編 (SGB III)」§ 421rである¹⁷⁸⁾。

c 制度の対象者

以下のいずれかに該当する若年者 (15歳～24歳) に対し、通常の職業教育訓練ポストの枠に追加して職業教育訓練ポストを提供する事業主が対象となる。

- 少なくとも1年前から職業教育訓練ポストを探している若年者
- 一般学校の卒業資格がない若年者又は特殊学校や基

■ 173) 「若年労働者に対する統合助成金」の詳細については、4(7)を参照。

■ 174) 連邦雇用庁 (BA) のホームページ「Arbeitsmarkt 2009」、(<http://statistik.arbeitsagentur.de/cae/servlet/contentblob/11554/publicationFile/671/Arbeitsmarkt-2009.pdf>) P. 119参照。

■ 175) 職業教育訓練ボーナス (Ausbildungsbonus) に関する連邦労働・社会省 (BMAS) のホームページ (<http://www.ausbildungsbonus.bmas.de/sites/generator/27680/>) 参照。

■ 176) 認定職業訓練職種は、ドイツ連邦政府 (連邦教育・研究大臣) が認定する職業訓練の職種で、当該職種の職業訓練を修了した後に職業訓練資格を取得することができる。

■ 177) 連邦労働・社会省 (BMAS) の解説記事: <http://www.ausbildungsbonus.bmas.de/sites/generator/27680/>

■ 178) 「社会法典第3編 (SGB III)」§ 421r (Ausbildungsbonus) (http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/_421r.html) 参照。

幹学校 (Hauptschule)¹⁷⁹⁾ の卒業資格がある若年者

- 知的障害がある若年者又は社会的配慮の必要な若年者
- 中等教育の卒業資格 (mittlerer Schulabschluss) を有する若年者
- 高等教育の卒業資格のある若年者で2年以上職業教育訓練ポストを探している者
- 職業教育訓練を行う企業が倒産したために新たな職業教育訓練ポストを探すのが困難な若年者

d 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

e 財 源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

f 失業者に対する支援

特になし。

g 企業に対する支援

一定の要件 (詳細については上記 c を参照のこと。) を満たす若年者を雇用し、「職業教育訓練法 (BBiG)」、「手工業規則法 (HwO)」、「船員法」、「高齢者介護法」に規定される認定職業訓練職種に関し、職業訓練を行う場合に賃金の助成を受けることができる。

h 給付実績 (及び対象者数)

2009年の月当たりの受給者数は、18,227人であった。

資料出所 連邦雇用庁 (BA)¹⁸⁰⁾

(5) 職業教育訓練助成金

(Berufsausbildungsbeihilfe : BAB) (再掲)

制度の詳細については、3 (10) を参照のこと。

(6) 雇用創出措置による賃金の定額助成金

(Pauschalierte Lohnkostenzuschüsse) (再掲)

制度の詳細については、4 (8) を参照のこと。

参考文献

1. ドイツ連邦政府のホームページ
 - (1) ドイツ連邦労働・社会省 (BMAS)
(<http://www.bmas.de/portal/16702/startseite.html>)
 - (2) ドイツ連邦雇用庁 (BA)
(<http://www.arbeitsagentur.de/>)
 - (3) ドイツ連邦統計局 (DESTATIS)
(http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/EN/Navigation/Homepage__NT.psml)
 - (4) ドイツ連邦家族・高齢者・女性・青少年省 (BMFSFJ)
(<http://www.bmfsfj.de/>)
2. ドイツ連邦共和国法令
 - (1) 「社会法典第Ⅱ編 (SGBⅡ)」
 - (2) 「社会法典第Ⅲ編 (SGBⅢ)」
 - (3) 「社会法典第Ⅺ編 (SGBⅪ)」
3. ドイツ連邦雇用庁 (BA) の解説書等
 - (1) Merkblatt für Arbeitslose
(<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Merkblatt-Sammlung/MB-f-Arbeitslose.pdf>)
 - (2) Arbeitslosengeld Ⅱ / Sozialgeld
(<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Merkblatt-Sammlung/SGB-II-Merkblatt-Alg-II.pdf>)
 - (3) 「Was? Wie viel? Wer? 2011」
(<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Geldleistungen/Was-Wieviel-Wer-SGBIII.pdf>)
 - (4) Merkblatt Vermittlungsunterstützende Leistungen SGB Ⅱ-Grundsicherung für Arbeitsuchende
(<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Merkblatt-Sammlung/MB-Vermittlungsunterstuetzende-Leistungen-im-Rechtskreis.pdf>)
 - (5) 「Was? Wie viel? Wer? SGB Ⅱ 2009」
(<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/SGB-II/was-wieviel-wer-Leistungen-AN.pdf>)
4. 日本語参考資料
 - (1) 国立国会図書館：「失業保険と生活保護の間ドイツの求職者のための基礎保障」 戸田 典子
(<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/pdf/070901.pdf>)

■ 179) 「基幹学校 (Hauptschule)」とは、中等教育機関で、卒業後に企業内職業訓練を受ける者が主として進む5年制の学校のことを言う。

■ 180) 連邦雇用庁 (BA) のホームページ「Arbeitsmarkt 2009」

(<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Merkblatt-Sammlung/MB09-ABM-f-Traeger-AN.pdf>) P. 119参照。